



米国上場プライベートアセット(BDC)ファンド
(年4回分配型)

プライベート・アセットとしてのBDCの投資魅力

当ファンドが投資対象とする上場BDC(Business Development Companies:事業開発会社)は、未上場の中堅企業に対する投融資を主な事業とした仕組みです。米国の金融商品取引所に上場しているため、プライベート・アセットとしての特徴を有しながらも、法制面が整っていることや流動性が相対的に高いことなどから、個人投資家が利用しやすい投資対象となっています。

本資料では、こうしたプライベート・アセットの一つであるBDCの魅力をご紹介します。

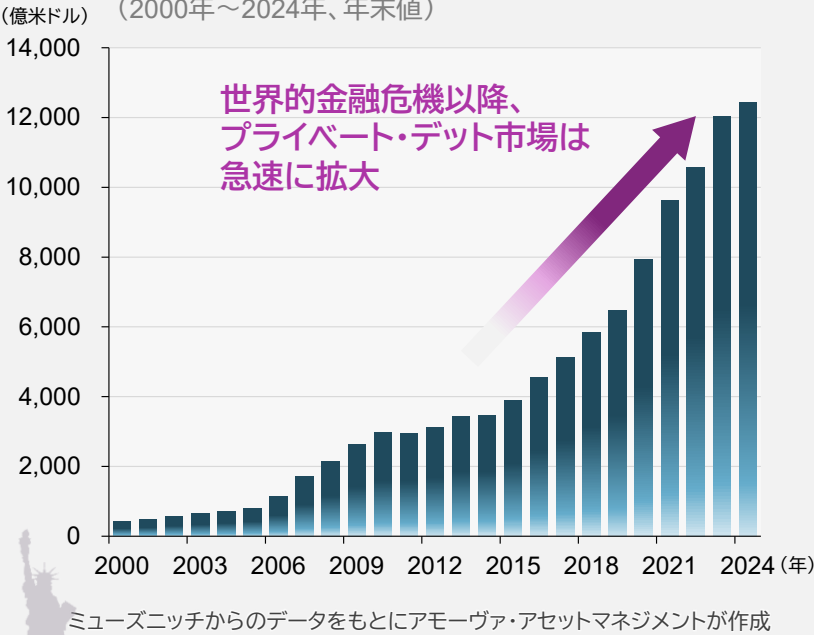
※本資料は、当ファンドのマザーファンドの投資顧問会社であるミューズニッチ・アンド・カンパニー・インク(以下、ミューズニッチ)からのコメントをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成しています。掲載された見解は当資料作成時のものであり、将来変更される場合があります。

急速に拡大するプライベート・アセット市場

プライベート・アセットとは、金融商品取引所に上場しているパブリック(公開)アセットに対して、プライベート(未公開)で取引される資産をさします。未上場であるため流動性が低く、最低投資金額が大きい傾向にありますが、高いリターンが期待される資産として注目されています。

2008年のリーマン・ショックを契機とした世界金融危機以降、低金利環境下での利回り追求やリスク分散の観点から、プライベート・アセットへの関心が投資家の間で高まってきました。なかでも、プライベート・デットは、主に値上がり期待を背景に投資されるプライベート・エクイティと異なり、相対的に高いインカム収益が期待できる資産とされ、市場が拡大してきました。

プライベート・デット市場(北米)の推移
(2000年～2024年、年末値)



BDCは、プライベート・デットの種類

<プライベート・アセットの主な分類>



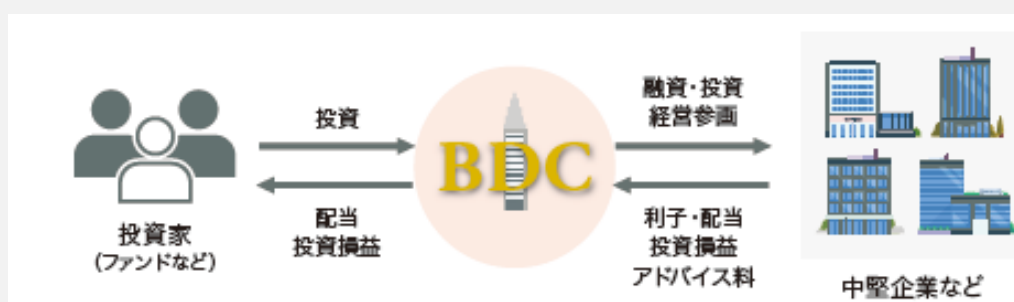
※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

BDCとは

- BDC(Business Development Companies:事業開発会社)は、主として未上場の中堅企業に対して投融資を行っており、融資から得られる利子収入や、投資から得られる配当収入、値上がり益などを主な収益源としています。また、投融資先の経営に参画することで、アドバイス料などを得ることもあります。
- 米国では、BDCは利益の90%以上を配当として払い出すことで、法人税が実質的に免除されます。そのため、相対的に高い利回りが期待できる金融商品とされています。

米国の中堅企業への融資などを主体に、高い利回りが期待できる金融商品

BDCの投資イメージ



※BDCは、主として未上場企業に投融資を行いますが、上場企業を対象とする場合もあります。

●上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

米中堅企業の資金需要を支える上場BDC

米中堅企業は、その年間総売上高が米国GDPの約1/3に匹敵することから、同国経済成長の大きな役割を担う存在として認識されています。そのため、政府はかねてより中堅企業や新興企業への投融資を優遇しており、BDCは、中堅企業などに円滑に資金を供給することを目的として1980年に制度化されました。現在では、多くのBDCが米国の金融商品取引所に上場しています。

融資環境の変化を背景に、BDCのニーズが拡大

米国では、経済成長などを背景に、中堅企業の資金需要が高まっていますが、事業規模や信用力の問題などから、株式や債券(社債)での資金調達が困難であるため、借り入れで賄うことが一般的となっています。一方で、世界金融危機以降、バーゼル規制などの世界的な規制強化の流れを受け、金融機関による貸出の厳格化が進みました。そうした中、**中堅企業の資金需要に応える上で重要な役割を果たすのがプライベート・デット(非金融機関の貸手)**であり、BDCもその一翼を担っています。

売買や情報の透明性などの観点からも、相対的に高い利便性

未上場資産であるプライベート・アセットは、プライベート・エクイティやベンチャーキャピタルなどが代表的ですが、これらは高いリターンが期待できる一方、流動性が低く売りにくいデメリットがあります。上場BDCは、投融資の主な対象を未上場企業とする仕組みながら、金融商品取引所に上場していることから、**情報透明性が比較的高く、金融商品取引所を通じて売買が可能であるため相対的に売買がしやすい**点も、投資家に受け入れられやすいポイントと考えられます。

※ミューズニッチからのコメントをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成しています。掲載された見解は当資料作成時のものであり、将来変更される場合があります。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

BDCの投資魅力①:利回り水準

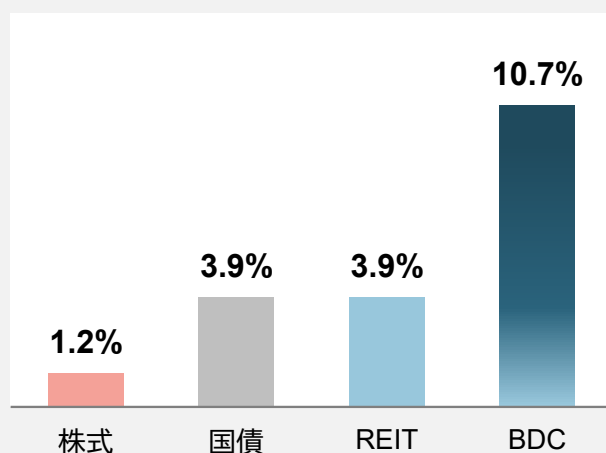
Private
Asset

- 配当の支払いによる法人税免除の仕組みを活かし、高い利回りが期待できるBDCは、他資産と比較しても高い利回り水準となっています。過去の利回り推移を見ると、2020年のコロナ・ショック時を除き、概ね10%前後で安定して推移しています。
- なお、BDCと類似の仕組みを持つ投資対象としてREIT(不動産投資信託)が挙げられますが、投資先や収益源、規制などの観点で、異なる性質を有しています。

税制上のメリットもあり、配当利回りは魅力的な水準

■他資産と比較して魅力的な水準

米国主要資産の利回り水準
(2025年8月末現在)



■配当利回りは、概ね10%前後の水準

BDCの配当利回りの推移
(%) (2014年7月末～2025年8月末)



●国債:FTSE世界国債インデックス(米国)、株式:S&P500指数、REIT:FTSE Nareitオール・エクイティ・リート指数、BDC:S&P BDC指数
 ※国債は最終利回り、他は予想配当利回りです。
 ※各資産は特徴やリスク等が異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。
 ※上記の各指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

信頼できると判断した情報をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

ご参考 REITとの共通点・相違点

	BDC(事業開発会社) Business Development Companies	REIT(不動産投資信託) Real Estate Investment Trust
売買	共通 未公開だけでなく、金融商品取引所に上場され売買可能な金融商品	
投資先	複数の中堅企業への投融資	複数の不動産物件
主な収益源	融資からの利子収入、 投資による配当収入、値上がり益など	保有不動産からの賃料収入、 不動産物件の売却益など
負債比率規制	負債の額は資本の2倍以内	規制なし
制度	共通 利益の90%以上を投資家に配当として払い出すことで、実質的に法人税が免除される	

信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

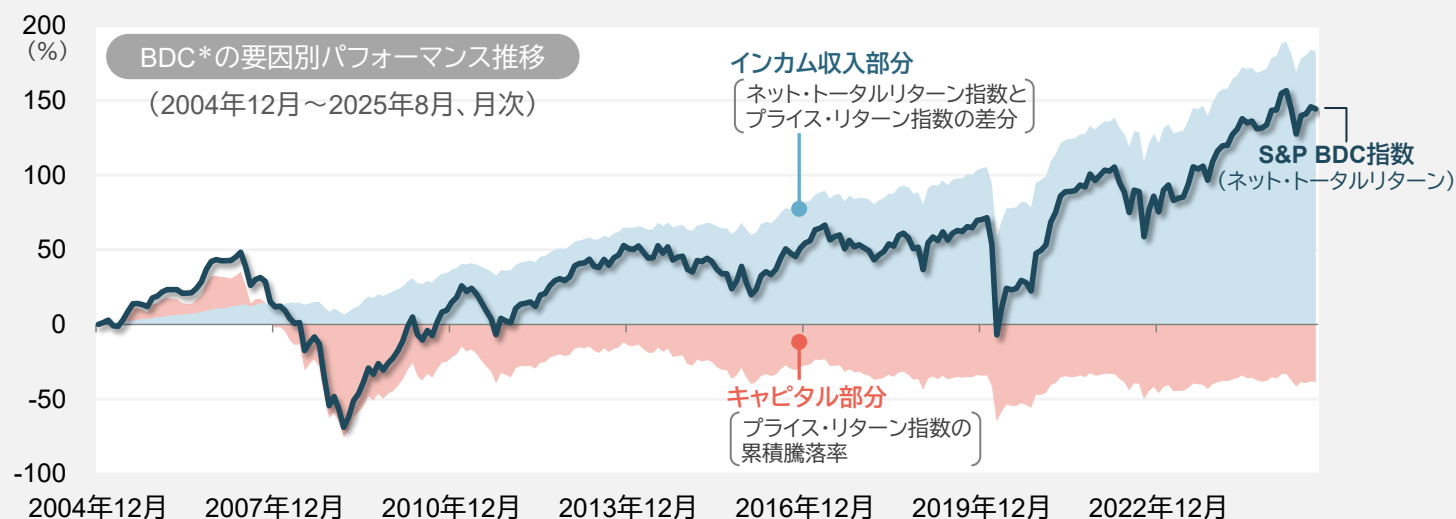
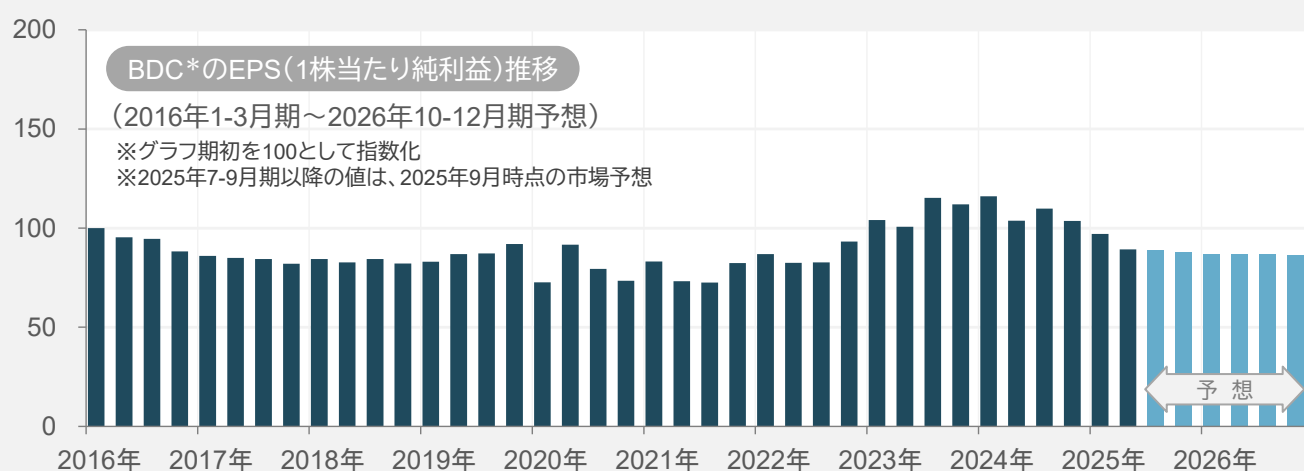
※上記は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

BDCの投資魅力②:業績の安定性

Private
Asset

- BDCの利回りの源泉である業績状況を見ると、概ね安定して推移しています。なお、BDCが主な事業とする中堅企業向け融資の市場の健全性を示す「延滞債権比率」は、コロナ・ショック時に一時的に高まったものの、概ね2～3%程度での推移となっています。
- こうしたBDCの安定した収益と、税制上の仕組みが、投資家への安定的かつ魅力的な配当につながると考えられます。このことは、これまでのパフォーマンスにおいて、インカム収入の積み上げが大きく寄与していることから、うかがえます。

BDCの配当を支える業績は、米経済の底堅さを背景に安定して推移



*S&P BDC指数ベース。同指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記はBDCのパフォーマンス特性をご理解いただくために掲載したシミュレーションであり、実際の要因別成果を示すものではありません。

信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

※ミュージズニッチからのコメントをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成しています。掲載された見解は当資料作成時のものであり、将来変更される場合があります。

※上記は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

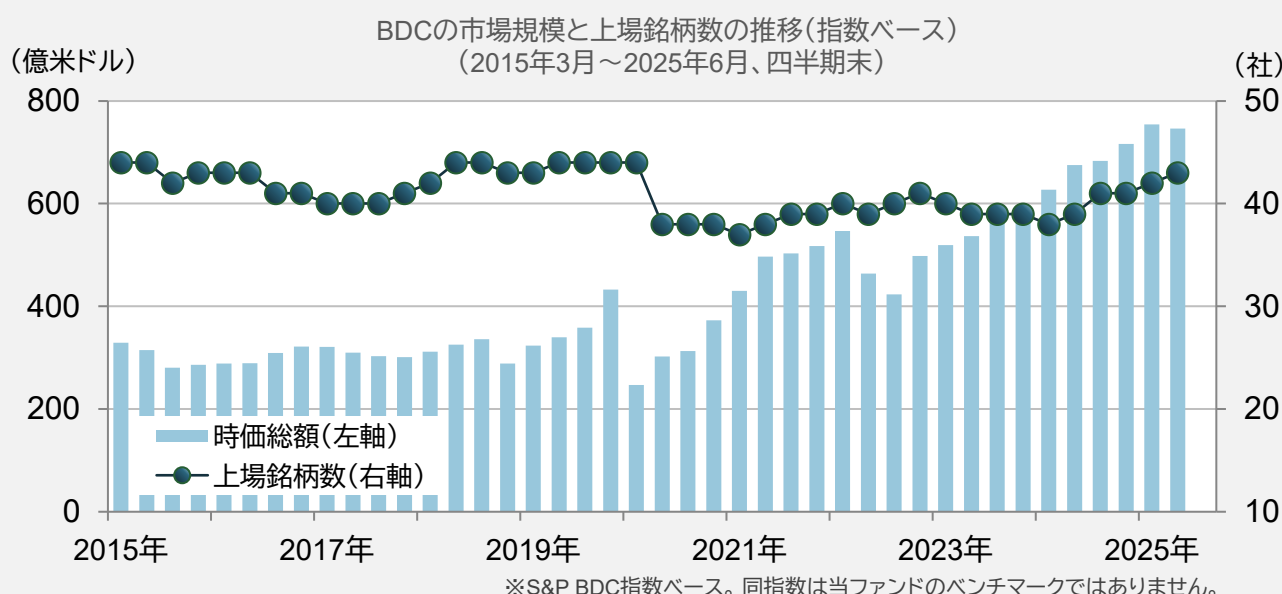
掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

BDCの投資魅力③:市場成長性

Private
Asset

- 金融商品取引所に上場しているBDCは、相対的に高い流動性と透明性を有しています。2020年のコロナ禍で市場規模は一時縮小したものの、近年は拡大傾向にあり、米国経済にとって「中堅企業に資金供給する大切なエンジン」の役割を果たしています。
- プライベート・アセットは、従来、機関投資家や一部の富裕層向けの投資対象とされてきました。投資家ニーズが多様化するなか、上場BDCは、個人投資家にとっても新たな収益機会の拡充につながるとともに、投資対象を分散させる投資先の一つとすることで、リスク分散効果も期待されます。

投資家の利回りニーズなども背景に、市場での関心が高まるBDC



指数構成上位5銘柄(2025年8月末現在*1)

	銘柄名および概要	投融資 企業数*1	融資総額*1 (億米ドル)	時価総額 (億米ドル)	配当 利回り
1	エイリス・キャピタル 2004年に上場し、上場BDC市場をリード	566社	279	158	8.5%
2	ブルー・アウル・キャピタル オルタナティブ(代替)資産運用に特化した運用会社が運営	233社	169	286	4.3%
3	メイン・ストリート・キャピタル テキサス州ヒューストンを拠点とし、自己運用*2を行なうBDC	175社	84	59	6.3%
4	ブラックストーン・セキユアド・レンディング・ファンド 世界最大級のオルタナティブ投資運用会社ブラックストーンが運営	295社	133	69	10.2%
5	FS KKRキャピタル オルタナティブ資産運用会社と世界有数の投資会社の子会社が運営	218社	136	51	15.3%

*1:投融資企業数および融資総額は2025年6月末現在、*2:運用会社が運営せず、BDCが独自に運用を行なうこと

信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当ファンドにおける将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。

※ミューズニッチからのコメントをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成しています。掲載された見解は当資料作成時のものであり、将来変更される場合があります。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

ファンドの特色

- 1 主として、米国の金融商品取引所に上場しているBDCに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。
- 2 ミューズニッチ社の運用力を活用し、収益の獲得をめざします。
- 3 年4回、決算を行ないます。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行ないます。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

お申込みに際しての留意事項

● リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に米国の金融商品取引所に上場されているBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)および株式を実質的な投資対象としますので、BDCおよび株式の価格の下落や、BDCおよび株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】
 【BDCへの投資に伴うリスク】【有価証券の貸付などにおけるリスク】
 【集中投資リスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● その他の留意事項

- ◆ 当資料は、投資者の皆様は「米国上場プライベートアセット(BDC)ファンド(年4回分配型)」へのご理解を高めていただくことを目的としてアモヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ◆ 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様には帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

※当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／海外／その他資産
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	＜当初申込期間＞ 1口当たり1円 ＜継続申込期間＞ 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入申込期間	＜当初申込期間＞ 2025年10月16日から2025年10月29日まで ＜継続申込期間＞ 2025年10月30日以降
信託期間	2045年11月20日まで(2025年10月30日設定)
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日) ※ 2025年11月の決算時は無分配とし、2026年2月以降の毎決算時に、収益分配を行なうことをめざします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜申込時、換金時にご負担いただく費用＞

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

＜信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.99%(税抜0.9%) ※この他に、投資対象とする「ハイインカムBDCマザーファンド」の主要投資対象であるBDCには運用などに係る費用がかかりますが、投資するBDCの銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者関東財務局長（金商）第368号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	ミュージニッチ・アンド・カンパニー・インク
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 [ホームページ]www.amova-am.com [コールセンター]0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	

(50音順、資料作成日現在)

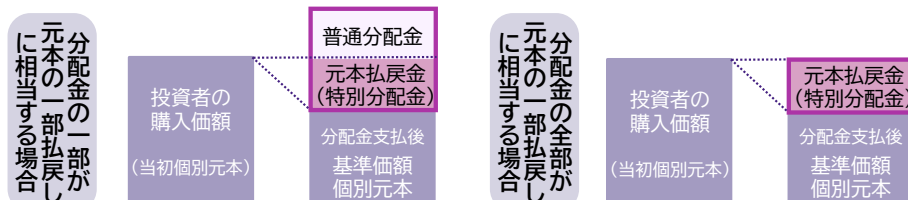
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

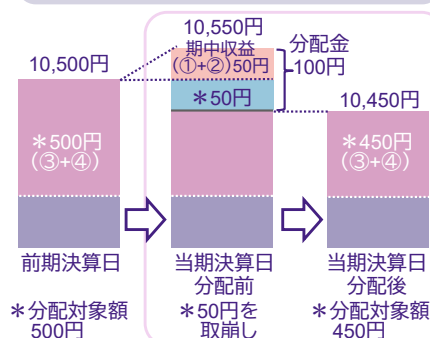
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※右記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

